

「盛喜用水路外機能保全計画策定業務委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和3年10月11日

上北地域県民局長

記

1 業務名

盛喜用水路外機能保全計画策定業務委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

この業務は、盛喜用水路ほか8ヶ所の農業水利施設について、機能診断及び機能保全計画の策定を行うものです。

(2) 概要

機能診断業務 一式

機能保全計画策定業務 一式

3 応募資格及び応募要領

別添応募要領参照

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別に定める応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が調い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参考の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町10-21

上北地域県民局地域農林水産部

T E L 0176 - 23 - 5317 F A X 0176 - 23 - 5247

担当者 農村計画課 松居、三橋

盛喜用水路外機能保全計画策定業務委託 応募要領

1 業務名

盛喜用水路外機能保全計画策定業務委託

2 業務の目的

この業務は、盛喜用水路ほか8ヶ所の農業水利施設について、機能診断及び機能保全計画の策定を行うものである。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年3月18日（金）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（1）及び（2）の双方に該当する者とする。

（1）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（2）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借り入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、または、令和01・02・03年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）に基づく知事の指名停止の措置を参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていること。

エ 県内に本店または支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木または農業農村工学、建設部門：鋼構造及びコンクリート）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門、鋼構造及びコンクリート部門）、農業水利施設機能総合診断士のいずれかの資格を有する者であること。

6 参加表明書に関する事項

(1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

(2) 提出期間

令和3年10月12日（火）から令和3年10月21日（木）まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

7 企画提案書の作成、提出等

(1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去10年間における同種業務の実績（企画提案書様式2）

前年度から過去10年間における3(1)に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式3）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式4）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

(2) 提出方法

様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に持参または郵送により1部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。

(3) 提出期間

令和3年10月12日（火）から令和3年10月25日（月）まで
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

(1) 応募資格の有無

(2) 企画提案書の内容の適切性（「別添資料」参照）

ア 過去10年間の同種業務の実績

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

(1) 契約候補者の特定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

(2) 審査結果は、令和3年10月28日（木）までに企画提案書を提出した者に通知（様式第3号）する。

(3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に上北地域県民局長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21

上北地域県民局地域農林水産部 農村計画課

T E L 0176 - 23 - 5317 F A X 0176 - 23 - 5247

担当者 農村計画課 松居、三橋

イ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 上北地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 3 日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

(1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。

(3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。

(5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。

ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

(7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

(8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、上北地域県民局長が継承するものとする。

(9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和 3 年 10 月 21 日（木）までに、書面（様式任意）により 12 の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

(1) 本業務に係る契約限度額は、25,069 千円程度（消費税及び地方消費税を含む。）を想定している。

(2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、上北地域県民局長と企画提案書の見積書の金額で締結する。

ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21

上北地域県民局地域農林水産部

T E L 0176 - 23 - 5317 F A X 0176 - 23 - 5247

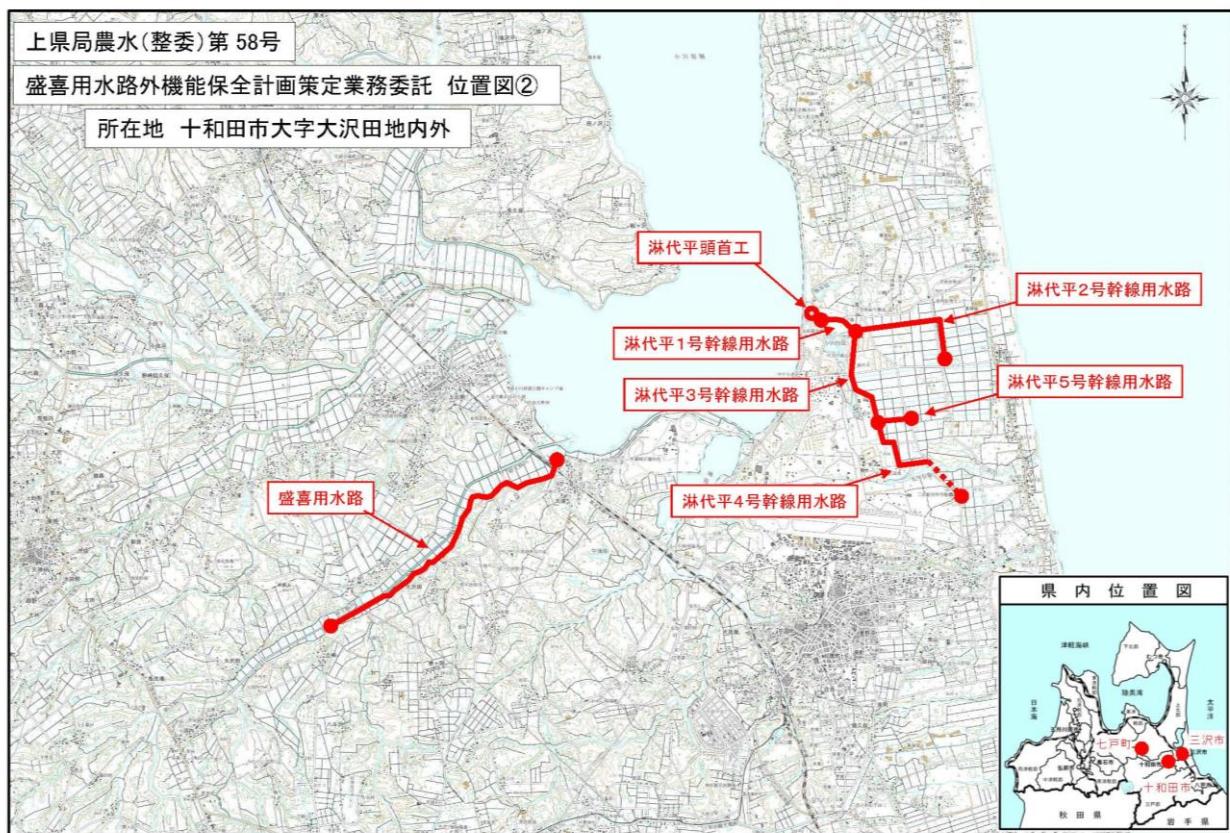
担当者 農村計画課 松居、三橋

(別添資料)

本地区の概要等

- 1 本業務場所は次のとおりである。





この地図は、国土地理院発行の10万分の1地形図を使用したものである。

0.0 1.0 2.0 3.0 4.0 5.0 km
1:100000

2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

- 業務番号 : 上県局農水(整委)第58号
- 業務名 : 盛喜用水路外機能保全計画策定業務委託
- 業務場所 : 十和田市大字大沢田地内外
- 業務期間 : 契約締結日の翌日 ~ 令和4年3月18日

特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条 本業務の施行に当たっては、青森県農村整備課制定「農村整備設計業務共通仕様書」及び「農村整備地質・土質調査業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)及び「青森県農業農村整備事業設計業務マニュアル」(以下、「マニュアル」という。)によるほか、この特記仕様書によるものとする。
なお、共通仕様書の適用にあたっては、「設計」を「施設機能診断」、「地質・土質調査」を「調査及び試験」と読み替えるものとする。

(目的)

第1-2条 この業務は、盛喜用水路ほか8の農業水利施設について、機能診断及び機能保全計画の策定を行うものである。

(場所)

第1-3条 この業務において対象となる施設の場所は、十和田市大字大沢田地内外で、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-15条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1-5条 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても調査職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	建設 農業	鋼構造及びコンクリート 農業土木または農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	鋼構造及びコンクリート 農業土木	

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、調査職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	農業水利施設の機能保全の手引き	(社) 農業土木事業協会	平成 27 年 5 月
2	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	農村振興局整備部設計課	平成 28 年 8 月
3	農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工」	農村振興局整備部設計課	平成 28 年 8 月
4	農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	(社) 農業土木事業協会	平成 18 年 6 月
5	農業水利施設のコンクリート構造物調査・評価・対策工法選定マニュアル	農村振興局整備部設計課 施工企画調整室	平成 19 年 3 月

(作業条件)

第2-2条 本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法について調査職員及び調査職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 現地調査を行う時期は令和 3 年 11 月～令和 3 年 12 月までを予定しているが、詳細については調査職員と打ち合わせた後、実施するものとする。
- (4) 水路等調査対象施設は落水状態を想定している。作業上支障となる状態が発生した場合は調査職員と協議する。
- (5) 現地調査の結果、新たに仮設等が必要となった場合は調査職員と協議する。
- (6) 施設内に立ち入る場合は、事前に調査職員と日程調整を行うものとする。

(対象施設)

第2-3条 対象施設の概要は、次のとおりである

施設名	数量	備考	歩掛補正
盛喜用水路	L=6,952m	機能保全計画の再策定 (前回 H21 策定)	有
淋代平 1 号幹線用水路	L= 956m	" (前回 H23 策定)	"
淋代平 2 号幹線用水路	L=2,547m	" (")	"
淋代平 3 号幹線用水路	L=2,316m	" (")	"
淋代平 4 号幹線用水路	L=2,824m	" (")	"
淋代平 5 号幹線用水路	L= 725m	" (")	"
淋代平頭首工	N=1 施設	" (前回 H22 策定)	"
金沢頭首工	N=1 施設	" (前回 H23 策定)	"
早川頭首工	N=1 施設	" (")	"

なお、対象施設の詳細については別紙 1 【調査対象施設一覧表】による。

(参考図書)

第 2-4 条 本作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針	日本コンクリート工学協会	平成 25 年 5 月
2	コンクリート診断技術	日本コンクリート工学協会	令和 3 年 3 月
3	農業水利施設ストックマネジメントマニュアル	保全対策センター	平成 19 年 3 月
4	コンクリート標準示方書 【維持管理編】	土木学会	平成 30 年 10 月

(貸与資料等)

第 2-5 条 貸与資料は、次のとおりである。

分 類	貸 与 資 料	数 量
関係資料	各施設 土地改良財産調書	各 1 部
	H21 県営青森地区基幹水利施設ストックマネジメント事業 盛喜用水路及び相坂平幹線用水路機能保全計画策定業務委託報告書	1 部
	H22 県営青森地区基幹水利施設ストックマネジメント事業 淋代平揚水機場機能保全計画策定業務委託報告書	1 部
	H23 県営青森地区基幹水利施設ストックマネジメント事業 淋代平幹線用水路機能保全計画策定業務委託報告書	1 部
	H23 県営青森地区基幹水利施設ストックマネジメント事業 金沢頭首工及び早川頭首工機能保全計画策定業務委託報告書	1 部

(参考資料及び貸与資料の取扱い)

第 2-6 条 第 2-1 条、第 2-4 条、第 2-5 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、施設機能診断作業時点の最新版を用い履行期間中に改訂された場合には、調査職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第 2-7 条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、調査職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた業務成果としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間
—	—	—

第 3 章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3-1 条 本業務における作業項目及び数量は次のとおりである。

なお、詳細は別紙 2 【現地調査作業項目】及び別紙 3 【機能診断作業項目】に示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
機能診断	一式	
現地調査作業		
機能診断作業		
機能保全計画作成	一式	機能保全計画の再策定

(現地作業内容)

第3-2条 現地調査の詳細は次のとおりである。

(1) 現地踏査

事前調査で得られた情報を参考に遠隔目視により調査を行うと共に、現地調査を行う調査地点、調査項目等を決定する。

(2) 現地調査（土木施設）

現地踏査において決定した調査地点（定点）について、目視及び簡易な機器による計測等による調査を行い、当該地点の健全度の現状評価及び将来予測を行う基礎資料とする。

(作業の留意点)

第3-3条 業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 試験試料採取及び微破壊・破壊検査は構造物への影響が最小限となるよう配慮するとともに、調査職員と詳細な位置について打合せのうえ決定するものとする。
なお、採取後は、既存施設の機能を損なわないよう無収縮モルタル等により復旧を行うものとする。
- (2) 現地調査及び室内試験において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく調査職員へ報告するものとする。
- (3) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
- (4) 対策内容の検討に当たっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に調査職員の承諾を得るものとする。
- (6) 第2-1条、第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (7) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (8) 機能保全対策の検討にあたり、関連する施設及び設備が機能診断を完了している場合は、その内容を考慮する。また、対策内容の事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2-4回 中間打合せ（機能診断）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、調査職員と相互に確認するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 提出すべき成果品及び提出部数は次のとおりである。

成果品名	内 容	規 格	部数
業務報告書 (対象施設毎)	機能診断結果、機能保全計画、添付図面等	A-4	8 部
電子媒体 (対象施設毎)	業務報告書及び図面	CD-R又はDVD-R	8 部

(成果物の装丁等)

第5-2条 成果物の装丁等は、以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書等は施設毎に1冊にまとめること(※)。
- (2) 装丁はチューブ式ファイルとする。
- (3) 提出先は、上北地域県民局地域農林水産部(青森県十和田市西二番町10-21)とする。

※前回策定時と同様の整理を想定。

- ・盛喜用水路 1冊
 - ・淋代平1～5号幹線用水路 1冊
 - ・淋代平頭首工 1冊
 - ・金沢頭首工及び早川頭首工 1冊
- 計4冊×2部(県民局、土地改良区)

第6章 定めなき事項

(定めなき事項)

第6条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。

別紙1 【調査対象施設一覧表】

施設名称・対象構造物	施設延長（規模）		備 考
	構造物の規模	数 量	
盛喜用水路	H=0.8～2.0 , B=1.2～2.8m	L=6,952m	機能保全計画の再策定 (前回H21策定)
淋代平1号幹線用水路	H=1.6 , B=2.7	L= 956m	" (前回H23策定)
淋代平2号幹線用水路	H=0.9～1.0 , B=1.4～1.7	L=2,547m	" (")
淋代平3号幹線用水路	H=1.1～1.2 , B=1.9～2.2	L=2,316m	" (")
淋代平4号幹線用水路	H=0.8 , B=0.9～1.4	L=2,824m	" (")
淋代平5号幹線用水路	H=0.5～0.7 , B=1.1～1.2	L= 725m	" (")
淋代平頭首工	ゲート2門	N=1 施設	（前回H22策定）
金沢頭首工	ゲート2門	N=1 施設	" (前回H23策定)
早川頭首工	ゲート2門	N=1 施設	" (")

別紙2 【現地調査作業項目】

① 用排水路関係

作業項目	規 格	作業条件	数量	備考
【現地踏査】				
現地踏査	盛喜用水路 外 線的構造物		L=16.3km	
【現地調査】				
近接目視（定点調査）	盛喜用水路 外 線的構造物		1式	A=1,620m ²
【破壊検査現地作業】				
中性化深さ調査	ドリル法 NDIS 3419	壁面	N=45 測点	定点及び変状箇所
【非破壊検査現地作業】				
反発硬度測定	シュミットハンマー法 JSCE-G504-1999	壁面	N=45 箇所	定点及び変状箇所

② 頭首工関係

作業項目	規 格	作業条件	数量	備考
【現地踏査】				
現地踏査	淋代平頭首工 外 点的構造物		N=3 施設	
【現地調査】				
近接目視（定点調査）	淋代平頭首工 外 点的構造物		1式	A=630m ²
【破壊検査現地作業】				
中性化深さ調査	ドリル法 NDIS 3419	壁面	N=16 測点	
【非破壊検査現地作業】				
反発硬度測定	シュミットハンマー法 JSCE-G504-1999	壁面	N=16 箇所	
【概略診断】				
ゲート設備概略診断	淋代平頭首工 外		N=3 施設	

別紙3 【機能診断作業項目】

作業項目	作業内容	作業実施	備 考
1.業務準備	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○	補正 1.00
2.事前調査 2-1 資料調査	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。	—	—
2-2 問診調査	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状個所・補修履歴等について聞き取り調査あるいは、アンケート調査により、施設機能に関する課題、問題点を把握する。	○	補正 0.50
3.施設機能の検討	資料調査及び問診調査を基に、安全性、水利的な機能及び環境面からの要求機能について整理し、診断の重点を設定するほか、要求機能を満足するための要求性能を設定する。	—	—
4.性能低下要因の推定	事前調査、現地踏査結果を基に、性能低下の推定を行う。また、環境（水質又は周辺環境）条件による性能低下の可能性があるか推定する。	○	補正 0.50
5.健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	○	補正 1.00
6.性能低下予測	性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	○	補正 1.00
7.管理水準の選定	性能低下予測の結果を基に、構造の安全率、施設の重要度及び経済性を踏まえ、各施設の管理水準を設定する。	○	補正 0.50
8.機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選択された対策工法・対策時期・実施範囲を組み合わせて対策シナリオを複数作成する。	○	補正 1.00
9.機能保全コストの算定	対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較する。（コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。）	○	補正 1.00
10.機能保全計画の策定	機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設重要度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、機能保全計画を策定する。なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については経年変化状況把握などための施設監視計画を作成する。	○	補正 0.70
11.点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	補正 1.00

3 評価基準は次のとおりである。

(1) 応募資格の有無

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1~3 のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当		該当すれば失格
5 青森県建設業者等指名停止要領に基づく知事の指名停止		該当すれば失格
6 県内に本店または支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定管理技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕 (1) 同種業務の実績（国・県発注のもの） ①過去10年間で5件以上の実績あり 10点 ②過去10年間で1件以上の実績あり 5点 ③過去10年間で実績なし 0点 技術者評価〔20点満点〕 (2) 配置予定管理技術者の保有資格 ①技術士（該当技術部門） 7点 ②RCCM（該当技術部門）、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士 4点 (3) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの） ①過去5年間で3件以上の経験あり 7点 ②過去5年間で1件以上の経験あり 4点 ③上記以外 0点 (4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況 ①各団体の目標（推奨）単位数を満たしている 6点 ②各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている 3点 ③上記以外 0点 30点×技術力評価得点／技術力評価満点	点
2 價格評価 (70点)	70点×（1－見積価格／予定価格）	点
合計 (100点)		点

(様式第1号)

番 号
年 月 日

上北地域県民局長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「盛喜用水路外機能保全計画策定業務委託」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 応募要領5 応募資格に関する証明資料

(担当者)
所属／部署
氏名
電話／FAX
E-mail

(様式第2号)

番 号
年 月 日

上北地域県民局地域農林水産部長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「盛喜用水路外機能保全計画策定業務委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 ○部 (正1部)

(担当者)
所属／部署
氏名
電話／FAX
E-mail

(様式第3号)

番 号
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

上北地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について（通知）

「盛喜用水路外機能保全計画策定業務委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことをご通知いたします。

(担当者)
所属／部署
氏名
電話／FAX
E-mail

(企画提案書様式2)

過去10年間の同種業務の実績

業務名：

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】(※調査計画業務の場合。業務内容に応じて設定する。)

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて

同種業務とは

- ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
- ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
- ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定等が既存の業務と同様と認められる業務。
- ④ それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名：

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・所有技術資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
※「(別紙2) 新型コロナウイルス感染症に係る暫定措置について」参照。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30ユニット／年 60ユニット／2年 90ユニット／3年 120ユニット／4年 150ユニット／5年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50ポイント／年 250ポイント／5年
建設コンサルタント協会	CPD制度	50単位／年
地盤工学会	G-CPD制度	50ポイント／年
土木学会	土木学会CPDシステム	50単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD制度	50単位／年
日本技術士会	技術士CPD（技術研鑽）制度	50CPD時間／年 150CPD時間／3年
日本建築士会連合会	建築士会COD制度	12単位／年
日本造園学会	造園CPD（継続教育）制度	50単位／年
日本都市計画学会	都市計画CPD	50単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50単位／年

(別紙2)

新型コロナウイルス感染症に係る総合評価項目の暫定措置について

<令和3年7月1日以降入札公告の工事及び業務に適用>

評価項目「(配置予定技術者の能力) 継続教育の取組状況」について、今年度の暫定措置として、以下のとおり運用します。

証明日を令和3年3月31日に限定せず、過去3年間（平成30年4月1日から令和3年3月31日まで）のうち任意の1年間（例えば、平成31年1月から令和元年12月までなど）に取得した単位（ユニット）数を有効とします。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30ユニット／過去3年間のうち任意の1年間 60ユニット／過去4年間のうち任意の2年間 90ユニット／過去5年間のうち任意の3年間 120ユニット／過去6年間のうち任意の4年間 150ユニット／過去7年間のうち任意の5年間
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50ユニット／過去3年間のうち任意の1年間 250ユニット／過去7年間のうち任意の5年間
建設コンサルタント協会	CPD制度	50単位／過去3年間のうち任意の1年間
地盤工学会	G-CPD制度	50ポイント／過去3年間のうち任意の1年間
土木学会	土木学会CPDシステム	50単位／過去3年間のうち任意の1年間
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD制度	50単位／過去3年間のうち任意の1年間
日本技術士会	技術士CPD（技術研鑽）制度	50CPD時間／過去3年間のうち任意の1年間 150CPD時間／過去5年間のうち任意の3年間
日本建築士会連合会	建築士会CPD制度	12単位／過去3年間のうち任意の1年間
日本造園学会	造園CPD制度	50単位／過去3年間のうち任意の1年間
日本都市計画学会	都市計画CPD	50単位／過去3年間のうち任意の1年間
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50単位／過去3年間のうち任意の1年間